

第2四半期報告書

本書は、EDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)システムを利用して金融庁に提出した第2四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

三菱マテリアル株式会社

(E00021)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
第3 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
(1) 【株式の総数等】	11
① 【株式の総数】	11
② 【発行済株式】	11
(2) 【新株予約権等の状況】	11
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	11
(4) 【ライツプランの内容】	11
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	11
(6) 【大株主の状況】	12
(7) 【議決権の状況】	13
① 【発行済株式】	13
② 【自己株式等】	13
2 【役員の状況】	13
第4 【経理の状況】	14
1 【四半期連結財務諸表】	15
(1) 【四半期連結貸借対照表】	15
(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】	17
【四半期連結損益計算書】	17
【第2四半期連結累計期間】	17
【四半期連結包括利益計算書】	18
【第2四半期連結累計期間】	18
(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】	19
【注記事項】	21
【セグメント情報】	25
2 【その他】	26
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	27
レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年11月8日
【四半期会計期間】	第93期第2四半期（自 2017年7月1日 至 2017年9月30日）
【会社名】	三菱マテリアル株式会社
【英訳名】	MITSUBISHI MATERIALS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 竹内 章
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目3番2号
【電話番号】	03（5252）5226
【事務連絡者氏名】	経営戦略本部経理・財務部経理室管理グループ長 板垣 秀康
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目3番2号
【電話番号】	03（5252）5226
【事務連絡者氏名】	経営戦略本部経理・財務部経理室管理グループ長 板垣 秀康
【縦覧に供する場所】	三菱マテリアル株式会社 大阪支社 （大阪市北区天満橋一丁目8番30号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第92期 第 2 四半期 連結累計期間	第93期 第 2 四半期 連結累計期間	第92期
会計期間	自 2016年 4 月 1 日 至 2016年 9 月30日	自 2017年 4 月 1 日 至 2017年 9 月30日	自 2016年 4 月 1 日 至 2017年 3 月31日
売上高 (百万円)	603, 137	725, 450	1, 304, 068
経常利益 (百万円)	26, 026	39, 530	63, 925
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益 (百万円)	29, 555	20, 148	28, 352
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△1, 715	30, 532	68, 723
純資産額 (百万円)	632, 805	727, 221	710, 195
総資産額 (百万円)	1, 732, 046	2, 007, 078	1, 896, 939
1 株当たり 四半期 (当期) 純利益 (円)	225. 62	153. 83	216. 44
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期 (当期) 純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	31. 9	31. 8	32. 8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	42, 929	4, 379	115, 552
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△14, 871	△78, 170	△26, 557
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△20, 866	19, 785	△15, 703
現金及び現金同等物の 四半期末 (期末) 残高 (百万円)	61, 639	81, 039	132, 616

回次	第92期 第 2 四半期 連結会計期間	第93期 第 2 四半期 連結会計期間
会計期間	自 2016年 7 月 1 日 至 2016年 9 月30日	自 2017年 7 月 1 日 至 2017年 9 月30日
1 株当たり四半期純利益 (円)	143. 43	65. 29

- 注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期 (当期) 純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 2016年10月 1 日を効力発生日として、普通株式10株につき 1 株の割合で株式併合を実施したため、1 株当たり四半期 (当期) 純利益金額は、前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。

2 【事業の内容】

当第 2 四半期連結累計期間において、当社グループ (当社及び当社の関係会社) が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間における世界経済は、アジア地域では、中国やタイ、インドネシアにおいて景気に持ち直しの動きがみられたほか、米国において、景気の緩やかな回復基調が続きました。

わが国経済は、企業収益及び雇用・所得環境が改善傾向にあるなか、個人消費や設備投資に持ち直しの動きがみられました。

当社グループを取り巻く事業環境は、エネルギー価格が上昇したものの、銅価格が上昇、為替水準が円安で推移したほか、自動車産業やエレクトロニクス産業向け製品の需要が堅調に推移しました。

このような状況のもと、当第2四半期連結累計期間の連結業績は、売上高は7,254億50百万円（前年同期比20.3%増）、営業利益は364億79百万円（同33.5%増）、経常利益は395億30百万円（同51.9%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は201億48百万円（同31.8%減）（※）となりました。

（※）当第2四半期連結累計期間の親会社株主に帰属する四半期純利益の減少は、固定資産売却益の減少によるものです。

セグメント情報は次のとおりであります。

なお、前第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結累計期間の報告セグメントごとの営業利益は、有限責任あずさ監査法人の四半期レビューを受けておりません。

（セメント事業）

（単位：億円）

	前第2四半期 連結累計期間	当第2四半期 連結累計期間	増減（増減率）
売上高	838	956	118 (14.1%)
営業利益	81	106	25 (31.8%)
経常利益	75	110	34 (45.5%)

国内では、首都圏において東京五輪関連施設等の工事が好調に推移したほか、九州地区において災害復旧工事や道路関連工事が堅調に推移したことなどから、販売数量は増加したものの、エネルギーコスト上昇等の影響により、増収減益となりました。

米国では、南カリフォルニア地区における住宅、商業関連施設等の民間需要が好調だったことから、生コンの販売が増加しました。また、セメントの販売数量が増加し、販売価格も上昇しました。これにより、増収増益となりました。

以上により、前年同期に比べて事業全体の売上高及び営業利益は増加しました。経常利益は、営業利益が増加したことから、増加しました。

（金属事業）

（単位：億円）

	前第2四半期 連結累計期間	当第2四半期 連結累計期間	増減（増減率）
売上高	2,788	3,745	956 (34.3%)
営業利益	79	108	28 (35.4%)
経常利益	93	142	48 (51.5%)

銅地金は、直島製錬所において定期炉修を実施したものの、銅価格の上昇や小名浜製錬所への委託量増加の影響等により、増収増益となりました。

金及びその他の金属は、パラジウム価格が上昇した影響等により、増収増益となりました。

銅加工品は、自動車向け製品等の販売が増加したことにより、増収増益となりました。

以上により、前年同期に比べて事業全体の売上高及び営業利益は増加しました。経常利益は、営業利益が増加したことに加え、受取配当金が増加したことから、増加しました。

なお、当第2四半期連結会計期間より、MMC カッパープロダクツ社の業績を四半期連結損益計算書に含めています。

(加工事業)

(単位：億円)

	前第2四半期 連結累計期間	当第2四半期 連結累計期間	増減（増減率）
売上高	711	783	71 (10.1%)
営業利益	65	86	21 (32.2%)
経常利益	49	81	32 (65.0%)

超硬製品は、国内、欧米及び東南アジアでの需要増加に加え、販売促進に積極的に取り組んだことから、増収増益となりました。

高機能製品は、主要製品である焼結部品の需要増加に加え、新製品立ち上げにより、国内及び欧米で販売が増加したものの、販管費の増加により増収減益となりました。

以上により、前年同期に比べて事業全体の売上高及び営業利益は増加しました。経常利益は、営業利益が増加したことに加え、為替差益が発生したことから、増加しました。

(電子材料事業)

(単位：億円)

	前第2四半期 連結累計期間	当第2四半期 連結累計期間	増減（増減率）
売上高	298	340	41 (14.1%)
営業利益	9	18	9 (105.5%)
経常利益	9	23	14 (156.4%)

機能材料及び化成品は、半導体装置関連製品等の販売が増加したことから、増収増益となりました。

電子デバイスは、家電向け製品及び光通信機器向け製品の販売が増加したことから、増収増益となりました。

多結晶シリコンは、半導体市況好調による需要増加等により販売数量は増加したものの、販売価格低下の影響により、増収減益となりました。

以上により、前年同期に比べて事業全体の売上高及び営業利益は増加しました。経常利益は、営業利益が増加したことに加え、受取配当金が増加したことから、増加しました。

(アルミ事業)

(単位：億円)

	前第2四半期 連結累計期間	当第2四半期 連結累計期間	増減（増減率）
売上高	806	775	△30 (△3.8%)
営業利益	50	39	△11 (△22.0%)
経常利益	51	37	△14 (△27.2%)

飲料用アルミ缶は、通常缶・ボトル缶ともに販売が減少したことに加えて、エネルギーコストが上昇したことから、減収減益となりました。

アルミ圧延・加工品は、印刷版用板製品等の販売が減少したことに加えて、エネルギーコストが上昇したことから、減収減益となりました。

以上により、前年同期に比べて事業全体の売上高及び営業利益は減少しました。経常利益は、営業利益が減少したことから、減少しました。

(その他の事業)

(単位：億円)

	前第2四半期 連結累計期間	当第2四半期 連結累計期間	増減（増減率）
売上高	956	1,064	107 (11.3%)
営業利益	27	39	11 (43.2%)
経常利益	25	44	18 (75.4%)

エネルギー関連は、石炭市況の好転により、石炭の販売価格が上昇し、増収増益となりました。

家電リサイクルは、処理量が堅調に推移したことに加えて、有価物処分単価の上昇により、増収増益となりました。

エネルギー関連及び家電リサイクル以外の事業は、合算で増収増益となりました。

以上により、前年同期に比べてその他の事業全体の売上高及び営業利益は増加しました。経常利益は、営業利益が増加したことに加えて、受取配当金が増加したことから、増加しました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、業績が堅調に推移したものの、たな卸資産が増加した影響等により、43億円の収入（前年同期比385億円の収入減少）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出等により、781億円の支出（前年同期比632億円の支出増加）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動や投資活動の結果、737億円の支出となり、この資金をコマーシャルペーパーにより調達したことなどから、当第2四半期連結累計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、197億円の収入（前年同期は208億円の支出）となりました。

以上に、換算差額等による増減を加えた結果、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、810億円（前連結会計年度末比515億円減少）となりました。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

① 全社課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

② 会社の支配に関する基本方針

1) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社の支配権は、原則として当社株式の市場での自由な取引により決定されるべきものであり、株式の大規模買付等（下記3）B.（イ）において定義されます。以下同じとします。）の提案に応じるか否かのご判断について、原則として、個々の株主の皆様の自由なご意思が尊重されるべきであると考えております。

しかしながら、株式の大規模買付等の中には、企業価値・株主共同の利益、ひいては中長期的な株主価値（以下、単に「中長期的な株主価値」といいます。）を著しく損なう可能性のあるものや株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるものなど、当社の中長期的な株主価値に資さないものも想定されます。また、当社は、当社株式の大規模買付等を行う者が、当社を取り巻く経営環境を正しく認識し、当社の企業価値の源泉を理解した上で、これを中長期的に確保し、向上させなければ、当社の中長期的な株主価値は毀損される可能性があると考えております。

更に、株主の皆様の投資行動の自由をできる限り尊重すべきであることは言うまでもありませんが、当社としては、現在のわが国の公開買付制度は、株主の皆様が一定の大規模買付等に応じるか否かをご判断されるために必要な情報を取得し、検討するための時間と手続が必ずしも十分ではなく、中長期的な株主価値が害される可能性もあると考えております。

以上のことから、当社は、上記のような当社の中長期的な株主価値を毀損する可能性のある大規模買付等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないものと考えております。このため、当社は、当社の中長期的な株主価値に反する大規模買付等を抑止するため、当社株式の大規模買付等が行われる場合に、不適切な大規模買付等でないかを株主の皆様がご判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉等を行ったりするための枠組みが必要であると考えております。

2) 基本方針の実現に資する特別な取り組みの内容の概要

当社は、当社の淵源である金属・石炭の鉱山事業で培った技術等をもとに様々な分野において事業を展開してきました。その結果、現在では、セメント、金属、加工、電子材料及びアルミ等の事業を行う複合事業集団となっております。また、当社は、様々な事業活動を通して社会に貢献することを企業理念の基本とし、これまで、総合素材メーカーとして、人々が生活する上で欠くことのできない基礎素材を世の中に供給してきました。更に、環境負荷の低減や循環型社会システム構築への貢献を目指し、豊かな社会をつくるために不断の努力を行ってまいりました。当社は、事業活動の発展はもとより、社会との共生も図りながら、株主、従業員、顧客、地域社会、サプライヤーその他多数の関係先を含むステークホルダーの皆様から更なる信頼を得ることにより、中長期的な株主価値の確保・向上に努めてまいりたいと考えております。

このようななかであって、当社グループは、10年後を見据えた長期経営方針において、中長期の目標（目指す姿）を「国内外の主要マーケットにおけるリーディングカンパニー」、「高い収益性・効率性の実現」及び「市場成長率を上回る成長の実現」とし、その達成に向けた全社方針を「事業ポートフォリオの最適化」、「事業競争力の徹底追求」及び「新製品・新事業の創出」としております。今後は、2017年度から2019年度までを対象とした「中期経営戦略」に基づき、企業価値の向上に向けて、全社方針を推進するとともに、「イノベーションによる成長の実現」、「循環型社会の構築を通じた価値の創造」、「成長投資を通じた市場プレゼンスの拡大」及び「継続的な改善を通じた効率化の追求」を重点戦略とし、具体的諸施策を実施してまいります。

3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、上記2)記載の企業理念と諸施策のもと、今後も当社の中長期的な株主価値の最大化を追求してまいりますが、その一方で、上記1)記載のような当社の中長期的な株主価値を毀損する可能性がある大規模買付等が行われる可能性も否定できないと考えております。そこで、当社は、2016年5月12日開催の当社取締役会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を従前のものから一部改定した上で更新すること（改定後の対応策を以下「新対応策」といいます。）を決議し、同年6月29日開催の当社第91回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

新対応策の概要は、次のとおりであります。なお、新対応策の詳細につきましては、2016年5月12日付のプレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」において公表しておりますので、以下の当社ホームページをご参照下さい。

<http://www.mmc.co.jp/corporate/ja/news/press/2016/16-0512b.pdf>

A. 新対応策の基本方針

当社は、中長期的な株主価値の確保・向上を目的として、当社株式の大規模買付等を行い、または行おうとする者に対し、遵守すべき手続を設定し、これらの者が遵守すべき手続があること、及び、これらの者に対して一定の場合には当社が対抗措置を発動することがあり得ることを事前に警告すること、並びに、一定の場合には当社が対抗措置を実際に発動することをもって当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）といたします。

B. 新対応策の内容

(イ) 対象となる大規模買付等

新対応策は、以下のa. またはb. に該当する当社株券等の買付けまたはこれに類似する行為（以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付等を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め新対応策に定められる手続に従わなければならないものといたします。

- a. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け
- b. 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(ロ) 意向表明書の当社への事前提出

買付者等には、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、新対応策に定める手続を遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。

(ハ) 情報の提供

意向表明書をご提出いただいた場合には、当社は、買付者等に対して、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を送付いたします。買付者等には、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」の送付後60日間を、当社取締役会が買付者等に対して情報の提供を要請し、買付者等が情報の提供を行う期間（以下「情報提供要請期間」といいます。）として設定し、情報提供要請期間が満了した場合には、直ちに取締役会評価期間（下記（ホ）において定義されます。以下同じとします。）を開始するものといたします。ただし、買付者等から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、情報提供要請期間を必要に応じて最長30日間延長することができるものといたします。他方、当社取締役会は、買付者等から提供された情報が十分であると判断する場合には、情報提供要請期間満了前であっても、直ちに買付者等に情報提供完了通知（下記（ニ）において定義されます。以下同じとします。）を行い、取締役会評価期間を開始するものといたします。

(ニ) 情報の開示

当社は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要を開示いたします。また、株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社は、買付者等による情報の提供が十分になされたとき当社取締役会が認めた場合には、速やかにその旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を開示いたします。

(ホ) 取締役会評価期間の設定

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後または情報提供要請期間が満了した後、大規模買付等の評価・検討を開始いたします。当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）は、大規模買付等の態様に応じて最長60日間または最長90日間といたします。

ただし、取締役会評価期間は当社取締役会が必要と認める場合または独立委員会の勧告を受けた場合には最長30日間延長できるものといたします。

(ヘ) 独立委員会に対する諮問

新対応策においては、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置しております。

当社取締役会は、買付者等が新対応策に定める手続を遵守しなかった場合、または買付者等による大規模買付等が当社の中長期的な株主価値を著しく損なうものであると認められる場合であって、対

抗措置を発動することが相当であると判断する場合には、対抗措置の発動の是非について、独立委員会に対して諮問するものいたします。

(ト) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、当社取締役会から対抗措置の発動の是非に関する諮問があった場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものいたします。

(チ) 取締役会の決議

当社取締役会は、上記(ト)の独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動に関する決議を行うものいたします。

(リ) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、以下の場合には、株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、株主総会を開催し、対抗措置の発動に関する議案を付議するものいたします(かかる株主総会を以下「株主意思確認総会」といいます。)

a. 独立委員会が対抗措置の発動についての勧告を行うに際して、対抗措置の発動に関し株主総会の承認を予め得るべき旨の留保を付した場合

b. 当社取締役会が、株主の皆様のご意思を確認することが相当であると判断した場合

当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従って、対抗措置の発動に関する決議を行うものいたします。

(ヌ) 大規模買付等の開始時期

買付者等は、当社取締役会が株主意思確認総会を招集することを決定した場合には、当社取締役会が株主意思確認総会の決議に基づく対抗措置不発動の決議を行うまでは、大規模買付等を開始することはできないものいたします。また、株主意思確認総会が招集されない場合においては、取締役会評価期間の経過後にのみ大規模買付等を開始することができるものいたします。

(ル) 対抗措置の中止または撤回

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した場合であっても、以下の場合には、当該対抗措置の中止または撤回について、独立委員会に諮問するものいたします。

a. 買付者等が大規模買付等を中止もしくは撤回した場合

b. 当該対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の中長期的な株主価値の確保・向上という観点から、当該対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当該対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、当該対抗措置の中止または撤回を決議いたします。

(ヲ) 新対応策における対抗措置の具体的内容

新対応策に基づいて発動する対抗措置は、原則として新株予約権の無償割当てといたします。

当該新株予約権は、割当て期日における当社の株主に対し、その所有する当社普通株式1株につき1個の割合で割り当てられます。また、当該新株予約権には、買付者等別途定める要件に該当する非適格者は行使することができないという行使条件のほか、当社が非適格者以外の者が所有する新株予約権を取得し、これと引き替えに新株予約権1個につき1株の当社普通株式を交付することができる旨の取得条件等が付されることが予定されております。

(ワ) 新対応策の有効期間、廃止及び変更

新対応策の有効期間は、2019年6月開催予定の当社第94回定時株主総会終結の時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、以下の場合には、新対応策はその時点で廃止されるものいたします。

a. 当社の株主総会において新対応策を廃止する旨の議案が承認された場合

b. 当社の取締役会において新対応策を廃止する旨の決議が行われた場合

また、当社は、法令等の改正に伴うもの等の形式的な事項について、基本方針に反しない範囲で、新対応策を変更する場合があります。

4) 上記2)の取り組みが、上記1)の基本方針に沿い、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことに関する取締役会の判断及びその理由

上記2)の取り組みを通じて、当社の中長期的な株主価値を確保・向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の中長期的な株主価値に反する大規模買付等は困難になるものと考えられ、上記2)の取り組みは、上記1)の基本方針に沿うものであると考えております。

従って、上記2)の取り組みは、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

5)上記3)の取り組みが、上記1)の基本方針に沿い、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことに関する取締役会の判断及びその理由

上記3)の取り組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない買付者等、及び当社の中長期的な株主価値を著しく損なう大規模買付等を行おうとする買付者等に対して対抗措置を発動できることとする事で、これらの買付者等による大規模買付等を防止するものであり、上記1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みであります。また、上記3)の取り組みは、当社の中長期的な株主価値を確保・向上させることを目的として、買付者等に対して、当該買付者等が実施しようとする大規模買付等に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために実施されるものです。更に、上記3)の取り組みにおいては、株主の皆様のご意思を確認する手続の導入、独立性の高い委員により構成される独立委員会の設置及びその勧告の最大限の尊重、合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定、株主意思確認総会の決議に基づく対抗措置の発動等の、当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記3)の取り組みの合理性及び公正性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

従って、上記3)の取り組みは上記1)の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発活動は、基本的には各事業の基幹となる分野の研究を当社単独で、あるいは連結会社と連携をとりながら行い、各社固有の事業及びユーザーニーズに応える研究についてはそれぞれが単独で行っております。当社グループの研究開発としては、各セグメントと開発部が協力して、グループ開発の全体最適化を進めて、盤石な技術基盤の確立を図ってまいります。また、既存事業の技術・開発支援を行うとともに、これからの新事業や新材料を創り出す等のイノベーションを推進してまいります。当社グループには、プロセス型事業とプロダクト型事業があり、それらに応じた研究開発を行ってまいります。特にプロダクト型事業においては、より顧客視点を重視したマーケティングを行うことによって、自社の製品、技術及びサービスの差別化を図ってまいります。

研究開発費の総額は、5,773百万円であり、当第2四半期連結累計期間における研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	340,000,000
計	340,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数（株） (2017年9月30日)	提出日現在発行数（株） (2017年11月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	131,489,535	131,489,535	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら 限定のない当社 における標準と なる株式であ り、単元株式数 は、100株であ ります。
計	131,489,535	131,489,535	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年7月1日～ 2017年9月30日	—	131,489,535	—	119,457	—	85,654

(6) 【大株主の状況】

2017年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海 1 丁目 8-11	8,375,800	6.37
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町 2 丁目11-3	6,592,900	5.01
全国共済農業協同組合連合会 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区平河町 2 丁目 7-9 J A 共済ビル (東京都港区浜松町 2 丁目11-3)	3,135,100	2.38
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内 2 丁目 1-1 (東京都中央区晴海 1 丁目 8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワー Z 棟)	3,101,893	2.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 5)	東京都中央区晴海 1 丁目 8-11	2,466,500	1.88
株式会社三菱東京 U F J 銀行	東京都千代田区丸の内 2 丁目 7-1	2,465,130	1.87
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U. S. A. (東京都港区港南 2 丁目15-1 品川インターシティ A 棟)	1,900,498	1.45
三菱重工業株式会社	東京都港区港南 2 丁目16-5	1,900,058	1.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 2)	東京都中央区晴海 1 丁目 8-11	1,787,800	1.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 1)	東京都中央区晴海 1 丁目 8-11	1,785,500	1.36
計	—	33,511,179	25.49

(注) 株式会社三菱 U F J フィナンシャル・グループから2017年9月19日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書(変更報告書)において、三菱 U F J 信託銀行株式会社及びその共同保有者が、2017年9月11日現在でそれぞれ以下のとおり株式を所有している旨が記載されておりますが、当社としては、当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数を確認することができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づいて記載しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社三菱東京 U F J 銀行	東京都千代田区丸の内 2 丁目 7-1	2,465,130	1.87
三菱 U F J 信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内 1 丁目 4-5	5,878,827	4.47
三菱 U F J 国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町 1 丁目12-1	712,800	0.54
三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内 2 丁目 5-2	326,538	0.25
計	—	9,383,295	7.14

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2017年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 513,500	—	「(1) ②発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
	(相互保有株式) 普通株式 7,100	—	同上
完全議決権株式 (その他)	普通株式 129,829,700	1,298,297	同上
単元未満株式	普通株式 1,139,235	—	同上
発行済株式総数	普通株式 131,489,535	—	—
総株主の議決権	—	1,298,297	—

(注) 1. 「完全議決権株式 (その他)」の中には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,400株 (議決権14個) 含まれております。

2. 「単元未満株式」には、次の株式が含まれております。

- ・ 自己株式 72株
- ・ 津田電線株式会社名義の株式 80株

② 【自己株式等】

2017年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) 三菱マテリアル株式会社	東京都千代田区大手町 1丁目3-2	513,500	—	513,500	0.39
(相互保有株式) 津田電線株式会社	京都府久世郡久御山町 市田新珠城27番地	6,200	—	6,200	0.00
(相互保有株式) 東北運輸株式会社	秋田県秋田市茨島1丁 目2-10	900	—	900	0.00
計	—	520,600	—	520,600	0.40

(注) 当第2四半期会計期間末日現在の当社が保有している自己株式は、513,572株 (うち単元未満株式は72株) であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（2017年7月1日から2017年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2017年4月1日から2017年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2017年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	141,264	89,532
受取手形及び売掛金	213,343	※4 250,209
商品及び製品	85,878	95,936
仕掛品	101,643	150,236
原材料及び貯蔵品	100,757	130,166
その他	227,119	230,756
貸倒引当金	△2,537	△2,697
流動資産合計	867,469	944,141
固定資産		
有形固定資産		
機械及び装置（純額）	199,758	203,377
土地（純額）	260,805	259,101
その他（純額）	205,661	214,378
有形固定資産合計	666,226	676,857
無形固定資産		
のれん	43,436	48,672
その他	15,138	21,477
無形固定資産合計	58,574	70,150
投資その他の資産		
投資有価証券	252,067	258,073
その他	58,151	63,429
貸倒引当金	△5,549	△5,574
投資その他の資産合計	304,669	315,928
固定資産合計	1,029,470	1,062,936
資産合計	1,896,939	2,007,078

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2017年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	114,502	※4163,904
短期借入金	203,819	202,640
1年内償還予定の社債	15,000	25,000
コマーシャル・ペーパー	—	20,000
未払法人税等	16,154	11,516
引当金	13,518	12,556
預り金地金	241,406	252,057
その他	102,262	107,042
流動負債合計	706,665	794,718
固定負債		
社債	55,000	50,000
長期借入金	254,411	263,836
環境対策引当金	32,568	31,510
その他の引当金	5,502	2,475
退職給付に係る負債	56,037	57,069
その他	76,560	80,244
固定負債合計	480,079	485,137
負債合計	1,186,744	1,279,856
純資産の部		
株主資本		
資本金	119,457	119,457
資本剰余金	92,422	92,422
利益剰余金	333,526	349,206
自己株式	△2,017	△2,045
株主資本合計	543,390	559,042
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	55,226	58,504
繰延ヘッジ損益	888	△1,296
土地再評価差額金	34,930	34,924
為替換算調整勘定	△1,418	△2,359
退職給付に係る調整累計額	△11,735	△10,359
その他の包括利益累計額合計	77,891	79,413
非支配株主持分	88,913	88,765
純資産合計	710,195	727,221
負債純資産合計	1,896,939	2,007,078

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)
売上高	603,137	725,450
売上原価	505,708	616,750
売上総利益	97,428	108,700
販売費及び一般管理費	※70,108	※72,220
営業利益	27,320	36,479
営業外収益		
受取利息	255	362
受取配当金	2,966	6,729
持分法による投資利益	1,213	1,694
固定資産賃貸料	2,499	2,406
その他	1,117	2,204
営業外収益合計	8,051	13,396
営業外費用		
支払利息	2,655	2,532
鉱山残務整理費用	1,721	2,348
その他	4,968	5,465
営業外費用合計	9,345	10,345
経常利益	26,026	39,530
特別利益		
投資有価証券売却益	602	165
固定資産売却益	16,026	33
その他	459	6
特別利益合計	17,088	204
特別損失		
投資有価証券売却損	—	490
固定資産売却損	35	280
投資有価証券評価損	589	—
その他	253	164
特別損失合計	878	934
税金等調整前四半期純利益	42,236	38,800
法人税等	10,191	13,807
四半期純利益	32,045	24,993
非支配株主に帰属する四半期純利益	2,490	4,844
親会社株主に帰属する四半期純利益	29,555	20,148

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)
四半期純利益	32,045	24,993
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	332	3,202
繰延ヘッジ損益	505	△2,122
為替換算調整勘定	△32,921	2,746
退職給付に係る調整額	2,012	1,412
持分法適用会社に対する持分相当額	△3,690	300
その他の包括利益合計	△33,760	5,539
四半期包括利益	△1,715	30,532
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,899	25,054
非支配株主に係る四半期包括利益	△5,614	5,477

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	42,236	38,800
減価償却費	27,776	27,776
環境対策引当金の増減額 (△は減少)	△2,686	△1,057
引当金の増減額 (△は減少)	△1,953	△1,069
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	318	891
受取利息及び受取配当金	△3,222	△7,091
支払利息	2,655	2,532
持分法による投資損益 (△は益)	△1,213	△1,694
有形固定資産売却損益 (△は益)	△16,038	297
投資有価証券売却損益 (△は益)	△602	324
投資有価証券評価損益 (△は益)	589	—
売上債権の増減額 (△は増加)	30,397	△24,903
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△29,957	△71,558
金地金売却による収入	61,551	72,398
金地金購入による支出	△61,277	△52,123
仕入債務の増減額 (△は減少)	8,366	35,883
その他	△7,748	△3,244
小計	49,192	16,163
利息及び配当金の受取額	3,975	8,443
利息の支払額	△2,694	△2,531
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△7,543	△17,696
営業活動によるキャッシュ・フロー	42,929	4,379
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△37,232	△34,541
有形固定資産の売却による収入	22,991	144
投資有価証券の取得による支出	△401	△1,251
投資有価証券の売却による収入	264	209
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	—	273
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	△38,496
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	2,035	185
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	—	△901
貸付けによる支出	△1,182	△2,999
貸付金の回収による収入	44	4,363
事業譲渡による収入	2,176	—
事業譲受による支出	—	△1,475
その他	△3,567	△3,679
投資活動によるキャッシュ・フロー	△14,871	△78,170

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	6,676	2,810
長期借入れによる収入	23,302	33,206
長期借入金の返済による支出	△40,115	△32,498
社債の発行による収入	—	20,000
社債の償還による支出	△15,100	△15,000
コマーシャル・ペーパーの増減額 (△は減少)	16,000	20,000
自己株式の取得による支出	△16	△28
配当金の支払額	△6,550	△5,239
非支配株主への配当金の支払額	△2,905	△2,247
その他	△2,157	△1,217
財務活動によるキャッシュ・フロー	△20,866	19,785
現金及び現金同等物に係る換算差額	△4,931	484
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	2,260	△53,520
現金及び現金同等物の期首残高	58,482	132,616
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	896	714
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	—	1,228
現金及び現金同等物の四半期末残高	※61,639	※81,039

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

1. 連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、MMC銅プロダクツ社他19社を連結の範囲に含めております。また、烟台三菱水泥有限公司他1社は持分の全てを売却したため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法適用の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、ハックルベリーマインズ社は持分の全てを売却したため、持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項の変更

従来、連結子会社のうち決算日が12月31日であるMCCデベロップメント社他12社については、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っていましたが、第1四半期連結会計期間より、決算日を3月31日に変更しました。

これらの変更により、当第2四半期連結累計期間は、2017年4月1日から2017年9月30日までの6ヶ月間を連結しております。なお、2017年1月1日から2017年3月31日までの3ヶ月間の損益については、利益剰余金に直接計上しております。

(会計方針の変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

従来、当社及び国内連結子会社の電子材料生産設備の減価償却方法については、主として定率法を採用していましたが、第1四半期連結会計期間より定額法へ変更しております。この変更は、中期経営戦略(2017-2019年度)の策定を契機に減価償却方法を検討した結果、今後生産設備が長期にわたり安定的に稼働することが見込まれ、投資効果が平均的に生ずると見込まれることから、定額法がより合理的と判断したことによるものであります。

この結果、従来の方策によった場合と比較し、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ134百万円増加しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(環境対策引当金)

当社グループが管理する休廃止鉱山等における特定の鉱害防止対策工事に係る費用及び集積場安定化対策工事に係る費用について、工事内容が決定し、見積り金額が確定したものを引当計上しておりますが、特定の対策工事を必要とするものの、地形や現有の設備に対応した最適な工法が選定できていないことなどにより、工事内容が未決定で金額が合理的に算定できないものがあります。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

連結会社以外の会社及び従業員の銀行からの借入等に対し、債務保証を行っております。

前連結会計年度 (2017年3月31日)		当第2四半期連結会計期間 (2017年9月30日)	
シミルコファイナンス社	15,113百万円	シミルコファイナンス社	14,105百万円
ジェコ2社	3,136	ジェコ2社	3,017
カップーマウンテンマイン社	1,521	カップーマウンテンマイン社	1,510
従業員	2,348	従業員	2,257
その他(12社)	6,724	その他(11社)	2,217
計	28,845	計	23,107

2 偶発債務

前連結会計年度(2017年3月31日)

当社の連結子会社であるインドネシア・カパー・スメルティング社(以下、連結子会社)は、2014年12月30日付で、インドネシア国税当局より、連結子会社の2009年12月期の売上取引価格等に関し、47百万米ドル(前連結会計年度末日レートでの円換算額5,370百万円)の更正通知を受け取りました。また、連結子会社は、2015年1月28日付で、追徴額の一部である14百万米ドル(同円換算額1,570百万円)を仮納付しております。

しかしながら、インドネシア国税当局の指摘は、当局が抽出した企業との利益率の比較により売上高過少とする著しく合理性を欠く見解であり、当社及び連結子会社にとって当該更正処分は承服できる内容ではないことから、連結子会社は2015年3月25日にインドネシア国税当局に対して異議申立書の提出を行っております。

連結子会社が2015年3月25日に提出した異議申立書は、インドネシア国税当局より2016年3月16日付で棄却されました。そのため、連結子会社は2016年6月6日に税務裁判所へ提訴し、当社及び連結子会社の見解の正当性を主張しております。

また連結子会社は、2016年12月22日付で、インドネシア国税当局より、連結子会社の2011年12月期の原料費計上等に関し、34百万米ドル(同円換算額3,841百万円)の更正通知を受け取りました。

しかしながら、インドネシア国税当局の指摘は、連結子会社の原料費計上基準等を一方的に否認する見解であり、当社及び連結子会社にとって当該更正処分は承服できる内容ではないことから、連結子会社は2017年3月20日にインドネシア国税当局に対して異議申立書の提出を行っております。

当第2四半期連結会計期間(2017年9月30日)

当社の連結子会社であるインドネシア・カパー・スメルティング社(以下、連結子会社)は、2014年12月30日付で、インドネシア国税当局より、連結子会社の2009年12月期の売上取引価格等に関し、47百万米ドル(当第2四半期連結会計期間末日レートでの円換算額5,396百万円)の更正通知を受け取りました。また、連結子会社は、2015年1月28日付で、追徴額の一部である14百万米ドル(同円換算額1,578百万円)を仮納付しております。

しかしながら、インドネシア国税当局の指摘は、当局が抽出した企業との利益率の比較により売上高過少とする著しく合理性を欠く見解であり、当社及び連結子会社にとって当該更正処分は承服できる内容ではないことから、連結子会社は2015年3月25日にインドネシア国税当局に対して異議申立書の提出を行っております。

連結子会社が2015年3月25日に提出した異議申立書は、インドネシア国税当局より2016年3月16日付で棄却されました。そのため、連結子会社は2016年6月6日に税務裁判所へ提訴し、当社及び連結子会社の見解の正当性を主張しております。

また連結子会社は、2016年12月22日付で、インドネシア国税当局より、連結子会社の2011年12月期の原料費計上等に関し、34百万米ドル(同円換算額3,859百万円)の更正通知を受け取りました。

しかしながら、インドネシア国税当局の指摘は、連結子会社の原料費計上基準等を一方的に否認する見解であり、当社及び連結子会社にとって当該更正処分は承服できる内容ではないことから、連結子会社は2017年3月20日にインドネシア国税当局に対して異議申立書の提出を行っております。

3 受取手形割引高等

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2017年9月30日)
受取手形割引高	300百万円	185百万円
受取手形裏書譲渡高	14	4
債権流動化による遡及義務	3,522	3,782

※4 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理は、主として手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第2四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2017年9月30日)
受取手形	一百万円	2,420百万円
支払手形	—	1,265

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)
運賃諸掛	14,210百万円	14,239百万円
減価償却費	2,326	2,383
退職給付費用	1,903	1,756
役員退職慰労引当金繰入額	162	159
賞与引当金繰入額	4,104	4,224
給与手当	15,629	16,135
賃借料	3,091	3,150
研究開発費	5,693	5,773

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 2016年 4 月 1 日 至 2016年 9 月 30 日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 2017年 4 月 1 日 至 2017年 9 月 30 日)
現金及び預金勘定	64,168百万円	89,532百万円
預入期間が 3 か月を超える定期預金	△2,397	△8,260
拘束性預金	△131	△233
現金及び現金同等物	61,639	81,039

(株主資本等関係)

I 前第 2 四半期連結累計期間 (自 2016年 4 月 1 日 至 2016年 9 月 30 日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2016年 5 月 12 日 取締役会	普通株式	6,550	5.0	2016年 3 月 31 日	2016年 6 月 1 日	利益剰余金

2. 基準日が当第 2 四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第 2 四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2016年 11 月 9 日 取締役会	普通株式	2,619	2.0	2016年 9 月 30 日	2016年 12 月 5 日	利益剰余金

(注) 1 株当たり配当額については、基準日が 2016 年 9 月 30 日であるため、2016 年 10 月 1 日付の株式併合前の金額を記載しております。

II 当第 2 四半期連結累計期間 (自 2017年 4 月 1 日 至 2017年 9 月 30 日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2017年 5 月 11 日 取締役会	普通株式	5,239	40.0	2017年 3 月 31 日	2017年 6 月 1 日	利益剰余金

2. 基準日が当第 2 四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第 2 四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2017年 11 月 8 日 取締役会	普通株式	3,929	30.0	2017年 9 月 30 日	2017年 12 月 4 日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自 2016年4月1日 至 2016年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	セメント 事業	金属 事業	加工 事業	電子材料 事業	アルミ 事業	その他 の事業	計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
売上高									
(1) 外部顧客への売上高	82,424	275,367	63,324	27,113	79,575	75,331	603,137	—	603,137
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,425	3,530	7,822	2,697	1,094	20,321	36,891	△36,891	—
計	83,850	278,897	71,146	29,810	80,669	95,653	640,028	△36,891	603,137
セグメント利益	7,588	9,378	4,932	901	5,163	2,508	30,473	△4,447	26,026

(注) 1. その他の事業には、原子力関連、環境リサイクル関連、不動産、エンジニアリング関連等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額△4,447百万円には、セグメント間取引消去△85百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△4,361百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費、基礎的試験研究費及び金融収支であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

II 当第2四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	セメント 事業	金属 事業	加工 事業	電子材料 事業	アルミ 事業	その他 の事業	計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
売上高									
(1) 外部顧客への売上高	94,003	370,151	72,523	29,592	77,153	82,025	725,450	—	725,450
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,681	4,370	5,787	4,416	427	24,392	41,076	△41,076	—
計	95,685	374,522	78,310	34,009	77,580	106,418	766,527	△41,076	725,450
セグメント利益	11,042	14,211	8,139	2,311	3,758	4,401	43,863	△4,332	39,530

(注) 1. その他の事業には、原子力関連、環境リサイクル関連、不動産、エンジニアリング関連等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額△4,332百万円には、セグメント間取引消去△7百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△4,324百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費、基礎的試験研究費及び金融収支であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

「会計方針の変更」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社の電子材料生産設備の減価償却方法については、主として定率法を採用していましたが、第1四半期連結会計期間より定額法へ変更しております。

この結果、従来の方法によった場合と比較し、当第2四半期連結累計期間のセグメント利益が、「電子材料事業」で134百万円増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)
1株当たり四半期純利益	225円62銭	153円83銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	29,555	20,148
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	29,555	20,148
普通株式の期中平均株式数(千株)	130,998	130,977

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 2016年10月1日を効力発生日として、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。
これに伴い、1株当たり四半期純利益は、前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

第93期(2017年4月1日から2018年3月31日まで)中間配当については、2017年11月8日開催の取締役会において、2017年9月30日を基準日として、次のとおり実施することを決議いたしました。

- ① 中間配当金の総額 3,929百万円
- ② 1株当たり中間配当金 30円
- ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 2017年12月4日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

2017年11月 8 日

三菱マテリアル株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 浜嶋 哲三 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上坂 善章 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高野 浩一郎 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱マテリアル株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2017年7月1日から2017年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2017年4月1日から2017年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱マテリアル株式会社及び連結子会社の2017年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。